

一般民衆が「戦争」に駆り出されたことに対する事後的な遍歴を再考するきっかけになっている。さらにここにおいてこそ、「戦争」「戦犯裁判」を経験した者にしか分からない、訴えを読み解くことができる。それは、他人の手によらない、自ら経験した者のみが語りうる「戦争」であり、「戦犯裁判」の姿があった。

最後に、③においては実際に「スガモプリズン」で行われていた平和運動に焦点を当て、その運動にこそ「スガモプリズン」という場所で生まれた「戦争」「戦犯裁判」「権力」に対する主張の可能性を見ている。ここでは実際にその運動に携わった人物にインタビュー調査を実施した。①において示したような体験を踏んだ者たちが、真に訴えたかったことが「スガモプリズン」における思索の結果であり成果＝平和への希求、であった。それらはすべて、平和への運動によって生み出され鍛錬されたものである。そのため、いかにして「スガモプリズン」において平和的な訴えがなされたのか、その内容を提示した。

しかし、①～③のような意味を持っていた「スガモプリズン」という「場所」は、ある特定の事象のみが切り取られたことによって、本来の「スガモプリズン」が持っていた後世への願いが隠蔽されてしまったのである。その隠蔽は、特定の事象のみに焦点を当てたことによる政治性から端を発したものであるとし、それを解き明かすために、できるだけ利害を配した味方＝「場所」を主軸とすること、をもってして歴史的に中立な味方の模索を図っている。「場所」を主軸にすることによって、その「場所」をもとに展開された様々な主張を客観的に把握することができるというのがその理由である。

なお歴史的な中立さとして、T. モーリス・スズキの「歴史への真摯さ」という概念を用い、ある歴史的な出来事に関わる「場所」の再考と、その本来の意味の発見が彼女の提示する「真摯さ」に一助するものとして、具体

的な「場所」研究の歴史学的が価値を検討した。本論文は、ひとつの「場所」にこだわり、そこに付与された価値を見出すことを研究の動機としていた筆者の、個別に見出された価値から帰納的な価値を発見する論考となっている。

精神障害者社会復帰施設における就労支援事業の実態からみた障害者自立支援法の問題点  
三浦 尚子

本研究の目的は2006年4月に施行された障害者自立支援法（以下自立支援法、または新体系）の「就労支援」を批判的に考察する。障害者自立支援法の「自立」は、障害者の就労による「経済的自立」や「職業的自立」のみを目指したものであり、従来の福祉理念という「自立」の精神的側面である「自律」という概念が実質的には欠落し機能していない。その背景には、1兆1千億円という巨額な公費抑制と、介護保険と障害者福祉の統合という政治的な策略があった。自立支援法は日本の障害者福祉領域に市場原理を導入した初めての制度であり、一般企業に就労しなければ「自立」しているとみなされず、社会復帰施設での福祉的就労を「訓練」と称して障害者から利用料を徴収し労働市場へ（再）復帰させようと試みる制度となっている。

考察する重要なポイントは、精神障害者は精神病院に代表される施設内外どちらに身体とその精神をおいても偏見、差別という社会的抑圧を経験し、政治的介入を直接的に受けると考え、この不合理な自立支援法によって、精神障害者の取り巻く生活環境が今後劣悪になると仮定し、当事者支援を実践している社会復帰施設の現状を調査することで仮説を証明する。本研究を調査するにあたり、Butler & Parr(1999)のように、精神と身体を空間としてとらえ、その空間を取り巻く政治的経済的社会的文脈を明らかにすることで、精神障

害者が地域で生活していくための社会的経済的支援の役割を果たす社会復帰施設の位置する生産領域と非生産領域の「中間の空間」＝「第三空間」の重要性を説き、狭小な「就労」概念で第三空間を脅かす自立支援法を批判的に考察する。

調査対象地域は東京都内でも精神保健福祉が充実し重層するネットワークが存在する世田谷区を選定している。理由は、現在精神障害者社会復帰施設が東京都最多の23箇所立地しているが、2箇所しか新体系で運営しておらず、自立支援法による現場の混乱が明確に出ていると予測し、より仮説を実証できると判断したからである。調査方法は、世田谷区内の支援団体のスタッフ18名、保健士2名、世田谷区障害福祉課1名、ほか練馬区、新宿区、江東区、埼玉県入間市等のスタッフへの聞き取り調査、2007年5月から12月まで喫茶店運営をしている某社会福祉法人の作業所にてボランティア活動を通じた参与観察を用いている。

狭小な「自立」概念に基づく自立支援法の画一的な就労支援事業は、精神障害者に「家以外の居場所」の提供をし、経済的よりも社会的役割を担い、第三空間の中でも非生産領域に近くに位置している共同作業所の存続を脅かし、精神障害者である利用者がその空間に身体・精神とも依存している場合、新体系移行後、現存したサービスよりも、より利用者のニーズにあったものでないサービスが提供される可能性が高く、利用者を主体としてとらえたときにサービスの質、量とも低下するということがわかった。地域で生活し社会復帰施設を利用している精神障害者は全国で推定5万人、精神病院入院患者は2005年現在32万6千人おり、自立支援法は脱施設化施策の要素も含むため、このままでは社会的役割の空間を利用していた精神障害者はサービスの持続を受けられる可能性が低く、別の施設の通所、もしくは利用せず家庭内に閉じ

こもるか、という選択肢しか残されていない。「関係の障害」で環境の変化に弱いとされる精神障害者が、精神・身体ともに依存してきた空間を自立支援法という政治的介入によって剥奪されることは回避されなければならないし、精神障害者が新規の空間に慣れ親しむまでどれほどの努力が必要であるのか、政策の改革者は障害者福祉施策を立案する上で考慮に入れなければならない。

また世田谷区の精神障害者通所型社会復帰施設の重層するネットワークが、自立支援法の市場原理主義の導入によって、破壊される恐れもあることがわかった。日本の精神保健福祉の分野で先駆的で個性的な活動を展開してきた世田谷区の各支援団体は、公共の主体的な実践がほかの障害者福祉とはかなり異なることから、伝統的に連携しあい「民の公共」としての役割を担いネットワークを築き上げてきた。しかしながら、今後区市町村の事業の取り合いや施設に定期的に通所できる利用者の選定と取り合いが激化することが推測され、「新しい公共」としての効力は弱まるという懸念につながった。区市町村主導を契機に、今後区市町村の権限は強まることが予測され、新しい公共としての民の公共性が、世田谷区でも失われる可能性をはらんでいる。

精神障害者通所型社会復帰施設という第三の空間で従事される福祉的就労は、生産性が高いとはいえないが、決して一般就労の下位概念ではなく精神障害者はサービスの利用者であると同時に生産者であると再認識しなくてはならない。そうでなければ、利用者は「訓練生」というカテゴリーから抜けられず利用料を負担しなければならない。障害に理解のある人々との接触によってより精神も安定し、福祉的就労を担うことで利用者の自信や自尊心につながると考え、自立支援法の狭小な就労概念の拡充の急務を訴え、本研究をまとめる。

本論文は欧米の医学地理学的見地である精

神・身体を空間とらえた日本では最初の研究であり、日本の地理学に新しい見地を提案することができれば、本研究の意義につながる。

漆をめぐる地域間関係：  
長野県榑川村と中国湖北省

謝 陽

本論文は漆をめぐる、産出地と消費地の中国湖北省と長野県榑川村の関係を探ってみるものである。本研究を始めるきっかけは榑川村戦後から 80 年代にかけての日中友好関係への取り組みに引っかかり、漆貿易に注目したのである。本研究は木曾榑川村と中国湖北省の漆生産、貿易の地域調査を通して、歴史地理学の枠組みの中で、近代から 20 世紀 80 年代にかけ、中国と日本の漆貿易がどのように社会政治経済に影響され、また地域の変容に働きかけてきたのか、考察するつもりである。そのため、地域研究が論文の主体となる。その研究手法を徹底したフィールドワークに求める。本論文は地域の文献研究に加え、聞き取り調査を手法とする実証的な研究と位置づける。

第一章は漆の性質、採取及び漆樹の分布、植栽について、概観的に述べる。日本の漆植栽は個人によるものが少なく、ほとんど国によって保護、推奨されていた。しかも、その植栽の意味が時代に応じて変化していることである。

第二章は中国生漆輸入についての考察である。まず日本の中国産、ベトナム産漆の輸入史を述べ、中国湖北省恩施地区の生漆生産に焦点をあて、フィールドワークで聞き取った現状を説明する。そして、中国産漆が長い間湖北省の漢口という町を集散地とし、輸出貿易の変化はいかに戦争、日中関係などに影響されてきたか、文献や資料をもとに分析する。

第三章は長野県榑川村についてのフィールドワークを中心に展開し、木曾漆器の成り立

ちと生漆原料の使用状況を解明する一方、榑川村の満州開拓史及び戦後から 80 年代にかけての日中友好交流と生漆輸入促進運動との関係について論じてみる。

以上の調査を通して、文献の記述に基づき、まず近代から 20 世紀 80 年代にかけての漆貿易の変遷について大概がつかむことができる。外国産生漆輸入推移曲線が激しい起伏を呈しているといえる。戦前と戦後それぞれ二つのピークをもち、途中上ったり下がったり決して穏やかに発展してきたのではない。戦前ピークの形成は戦争の要因が大きく関わり、もう一つのピークは戦後地域産地振興に伴う需要量の増加によると考えている。産地別を見れば、中国産漆輸入のピークが 1930 年で、満州事変の前年だった。1931 年から中国国内に抗日運動が起こり、対日貿易額も落ち込んでいた。一方、中国産に次ぐベトナム産漆の推移曲線はピークが 1937 年で、前後の輸入量が中国産よりはるかに少なかったことが特徴である。そこで、ベトナム産漆が中国産漆の補充的な地位に当たると考えられよう。

戦前、生漆貿易が主に日本漆商の活躍によって活況を呈していた。明治から日本の海外進出に伴い、漆商が朝鮮、中国大陸、台湾、ベトナムなどで現地の生漆を買付、さらに朝鮮半島、台湾に植栽までも行った。戦時中、軍需用漆の消費が大きな割合を占め、漆貿易がだんだん国と軍の統制に取り込まれていった。戦後日中関係の複雑な変化の中、政治環境によって漆貿易が大きな揺れを示した。利益のため、漆商社と漆器産地の間に衝突が起き、従来の漆商による輸入ルートに不満を抱えた産地が自ら新たな生漆輸入ルートを探ってみた。その産地と中国の間に結ばれた輸入は民間の日中友好交流とは一体になって推進されてきた経緯がある。したがって、戦後の生漆貿易が戦前と比べ、産地の動向が目立ち、日中友好関係と結びつくことが特徴だといえよう。